

2027年国際園芸博覧会 環境影響評価方法書に係る手続について

項目	内容
対象要件	横浜市環境影響評価条例（以下「条例」という。）対象事業 条例第2条第2号に掲げる第1分類事業 別表 15 開発行為に係る事業
図書の提出	[条例第17条第2項] 提出：令和4年4月21日
図書の公告	[条例第18条第1項] 公告：令和4年5月13日
図書の縦覧等	[条例第18条第1項] 縦覧期間：令和4年5月13日～6月27日（46日間） 縦覧場所：環境創造局環境影響評価課、 旭区役所区政推進課、瀬谷区役所区政推進課 公表等：横浜市立中央図書館、旭図書館及び瀬谷図書館において閲覧 環境影響評価課ウェブページにおいて公表 ツイッターで縦覧について告知
審査会への諮問	[条例第18条第2項] 諮問：令和4年5月31日
図書の概要の周知	[条例第19条第1項、同条第2項] 周知計画書提出：令和4年4月22日 方法書対象地域：旭区、瀬谷区の一部 周知方法：「環境影響評価方法書 概要及び縦覧のお知らせ」を方法書対象 地域に加えて、それ以外の旭区、瀬谷区の一部にもポスティング。
説明会の開催	[条例第19条の2第1項] 開催日及び場所（予定）： 令和4年6月4日及び10日 旭公会堂 令和4年6月5日及び9日 瀬谷区民文化センター
意見書の提出	[条例第20条第1項] 提出期間：令和4年5月13日～6月27日 方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、縦覧期間内に、 市長に対し、意見書の提出により当該意見を述べることができる。 （意見書は、持参、郵送又は電子申請により受付）
方法市長意見書の作成	[条例第21条第1項] 市長は、本審査会の答申等を踏まえ、方法市長意見書を作成し事業者に送付
方法市長意見書の公告・縦覧	[条例第21条第2項] 市長は、方法市長意見書を作成した旨を公告し、30日間縦覧